

判決プロジェクト研究会 第6回 議事要旨

1. 日 時 平成29年9月26日（火）午前10時00分～12時00分
2. 場 所 法務省民事局会議室
3. 出席者 佐瀬教授，杉山教授，高田教授，竹下准教授，道垣内教授，中西教授，西谷教授，古田弁護士，筒井審議官，内野参事官，山中局付

4. 議事概要

法務省から，配付資料に関する説明等がされた。

引き続き，自由討議が行われ，大要，以下のような指摘がされた。

【知的財産権関連判決の間接管轄（草案5条）について】

- 知的財産権の侵害訴訟や，権利の発生に出願・登録を要しない知的財産権の効力に関する訴訟の判決について，草案5条1項各号に基づく間接管轄を認めずに，判決国が自国の知的財産権法を適用した判決にのみ条約上の承認・執行義務を課す規律にしたとしても，例えば判決国が自国の領域外の侵害行為に対して自国の知的財産権法を適用（いわゆる域外適用）した判決をその承認等の対象から排除することはできないと思われる。もっとも，知的財産権法における属地主義は，知的財産権の侵害訴訟等の裁判管轄権の問題ではなく，知的財産権法（実体法）の立法政策の問題であると考えられるから，判決国が自国の知的財産権法を域外適用した判決については，承認国における公序違反を理由に，承認・執行を拒否することができると思われる。
- また，条約上の承認・執行義務が課される知的財産権関連判決の範囲を明らかにするために，適用対象となる知的財産権の種類を限定列挙することが考えられるが，仮にそのような規律を採用したとしても，各国の「知的財産権」の概念の理解が共通していない限りは，当該規律の適用範囲は明確とならないし，将来的に，新たに「知的財産権」として位置付けられるようになった権利については，条約上の扱い（適用関係）も不明確になる問題があるのではないか。

【草案5条1k及びmのブラケット内の文言の必要性について】

- 外国判決の承認国において，「被告が，その国において，その侵害行為を開始又は

促進する行為をしていない場合，又はそれらの行為がその国を標的としていたとは合理的には認められない場合」かどうかを事実認定しなければならないとする
と，その承認・執行のための手続が過剰に重くなるのではないか。

- 知的財産権の侵害に関する判決のみならず，プライバシー権の侵害に当たる事項がウェブサイト上に掲載され，全世界から閲覧可能な場合にも，当該プライバシー権の侵害を認めた外国判決の間接管轄について，過剰管轄となる問題が生じ得ると考えられる。そうすると，プライバシー権の侵害を認めた外国判決の間接管轄についても，草案5条1k及びmのブラケット内の文言のような間接管轄原因の制限が必要であるとも考えられるのではないか。（注：プライバシーは，本条約が適用されない事項として，草案2条1kに含めることがブラケットを付して提案されている。）。

【草案7条1gについて】

- 知的財産権の侵害訴訟の判決についてのみ，承認国において，判決国が本来適用すべきでない準拠法を適用して判決を下したことをもって，承認・執行を拒否することができる」と規律することの合理性・妥当性は，外国判決の本案に関する再審査禁止等との関係で，どのように説明できるのかが問題となるのではないか。

【草案12条について】

- 例えば，知的財産権の侵害の差止請求を認容する判決について，被告がこれを履行しない場合，いわゆる間接強制金の支払を命ずる裁判がされることがあるが，草案12条は，当該裁判も含むのか。

以上